



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 富士ソフトサービスビューロ株式会社
代表者名 代表取締役社長 貝 塚 隆
(コード番号：6188 東証 J A S D A Q)
問合せ先 取締役管理本部長 小 木 曾 雅 浩
(TEL. 03-5600-1731)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更の件を平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 33 回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業目的の明確化を図るため、現行定款第 2 条（目的）に所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策の実行を可能にするため、発行可能株式総数を増加することを目的として、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）について 7, 5 9 2, 0 0 0 株から 9, 0 0 0, 0 0 0 株に増加させるものであります。
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 2 1 条（任期）につき所要の変更を行うとともに、平成 28 年 1 月 12 日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。
- (4) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行えるよう、変更案第 4 2 条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己の株式の取得）および現行定款第 4 3 条（中間配当）を削除し、現行定款第 4 2 条（剰余金の配当）について所要の変更を行うものであります。
- (5) その他、これらの条項の新設・削除に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(1)～(2) (条文省略)	(1)～(2) (現行どおり)
(3) 有料職業紹介業	(3) 有料職業紹介 <u>事業</u>
(4)～(11) (条文省略)	(4)～(11) (現行どおり)
(12) <u>電話代理応答事業</u>	(12) <u>コールセンターの運営および管理ならびに</u>
(13)～(15) (条文省略)	<u>それらの受託</u>
	(13)～(15) (現行どおり)
第3条～第5条 (条文省略)	第3条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は <u>7, 592,</u>	第6条 当社の発行可能株式総数は <u>9, 000, 0</u>
<u>000株とする。</u>	<u>00株とする。</u>
(自己の株式の取得)	
第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定	(削 除)
<u>により、取締役会の決議によって自己の株</u>	
<u>式を取得することができる。</u>	
第8条～第20条 (条文省略)	第7条～第19条 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最	第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最
終事業年度に関する定時株主総会終結の時まで	終事業年度に関する定時株主総会終結の時まで
とする。	とする。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
第22条～第41条 (条文省略)	第21条～第40条 (現行どおり)
(剰余金の配当)	(剰余金の配当等の決定機関)
第42条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最	第41条 当社の剰余金の配当等会社法第459条第1
終の株主名簿に記載または記録された株主また	項各号に定める事項については、法令に別段の
<u>は登録株式質権者に対し支払う。</u>	<u>定めのある場合を除き、株主総会の決議によら</u>
	<u>ず取締役会の決議によって定める。</u>
(新 設)	(剰余金の配当の基準日)
第43条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月3	第42条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日</u>
<u>0日の最終の株主名簿に記載または記録された</u>	<u>とする。</u>
株主または登録株式質権者に対し、会社法第4	2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日</u>
54条第5項に定める金銭による剰余金の配当	<u>とする。</u>
(以下「中間配当」という)をすることができる。	3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を</u>
<u>する。</u>	<u>することができる。</u>
(中間配当)	(削 除)
第43条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月3	
<u>0日の最終の株主名簿に記載または記録された</u>	
株主または登録株式質権者に対し、会社法第4	
54条第5項に定める金銭による剰余金の配当	
(以下「中間配当」という)をすることができる。	
<u>する。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第44条 〈条文省略〉</p> <p> 〈新 設〉</p>	<p>第43条 〈現行どおり〉</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第20条の規定にかかわらず、平成28年1月12日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期は、平成29年開催の定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成28年6月22日

定款変更の効力発生日

平成28年6月22日

以上